

第十九回国会 衆議院 地方行政委員会 會議録 第五十一号

昭和二十九年四月二十六日(月曜日)

午後二時二十二分開議

出席委員

委員長 中井 一夫君  
理事 藤三君 理事 佐藤 親弘君  
理事 藤尾 弘吉君 理事 吉田 重延君  
理事 鈴木 幹雄君 理事 門司 亮君  
尾関 義一君 木村 武雄君  
徳谷 憲一君 山本 友一君  
床次 徳二君 藤田 義光君  
阿部 五郎君 石村 英雄君  
北山 愛郎君 伊瀬幸太郎君  
大石ヨシエ君 大矢 省三君  
松永 東君

出席國務大臣

國務大臣 小坂善太郎君

出席府委員

國家地方警察 齋藤 昇君  
國家地方警察 谷口 寛君  
國家地方警察 柴田 達夫君  
國家地方警察 中川 實治君  
本府警視長 (刑事部長) 青木 正君  
本府警視長 (総務部長) 小林興三次君

委員外の出席者

參議院議員 石村 幸作君  
總理府事務官 (自治庁行政) 長野 士郎君  
自治庁行政部長 (自治庁行政) 長野 士郎君

四月二十四日

市町村自治警察制度廢止反對の陳情書(佐世保市議會議長辻一三)(第一類第三号)

二八九八号) 道路保全のための交通取締の強化に關する陳情書(神奈川県足柄下郡町村會長間島源太郎外七名)(第二八九九号)

市町村自治警察制度廢止反對の陳情書(防府市議會議長時政鉄之助)(第二九五九号) 公営発電事業の施設に固定資産税賦課に關する陳情書(和歌山県東牟婁郡七川村長坪野吉之助外一名)(第二九六〇号)

警察法案の成立促進に關する陳情書(全國都道府県議會議長會東京都議會議長佐々木恒司)(第二九七〇号) 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案等の修正並びに審議促進に關する陳情書(宇都宮市議會議長高橋新吉)(第二九九三号)

都市財政に對する短期融資に關する陳情書(宇都宮市議會議長高橋新吉)(第二九九四号) 公明選挙週間の設定に關する陳情書(横浜市選挙管理委員會委員長伊東三省外四名)(第二九五五号) を本委員會に送付された。

本日の會議に付した事件 小委員及び小委員長の補欠選任 小委員長より報告聴取 町村合併促進法の一部を改正する法律案(參議院提出、参法第九号) 警察法案(内閣提出第三一三号) 警察法の施行に伴う關係法令の整理

に關する法律案(内閣提出第三二二号) 〇中井委員長 これより會議を開きます。この際地方財政再整備法案審査小委員及び小委員長の補欠選任についてお諮りをいたします。

すなわち、委員の異動に伴い、同小委員及び小委員長に欠員を生じておりますので、その補欠選任を行いたいと思ひますが、これは投票の手續を省略して、委員長より指名するに御異議はございませんか。

佐藤 親弘君 床次 徳二君 藤田 義光君 阿部 五郎君 西村 力彌君 伊瀬幸太郎君 中井徳次郎君 松永 東君 小委員長には床次徳二君を指名いたします。

なおその他に従来からの小委員としては、加藤精三君、吉田重延君の両君がおられますから、念のため申し上げておきます。

〇中井委員長 これより町村合併促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。 本案につきましてはすでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑を行いたいと思ひますが、ただいま北山町村合併促進に關する調査小委員長より發言を求められておりますから、同小委員長より小委員の経過等についての報告を聴取することといたします。北山町村合併促進に關する調査小委員長の

〇北山委員 町村合併の小委員會の中間報告を申し上げます。

小委員會を開いたわけでございます。そうして今議題となつております町村合併促進法の一部を改正する法律案につきましては協議をいたしましたのでございますが、時間が非常に限られておりましたので、十分内容等にまでは審議するというわけには参らなかつたのであります。その際發議者である參議院の石村議員にもおいでを願ひ、また自治庁からも青木政務次官はかおいでを願つて、この法案に對します補足の説明等を聴取したわけでありま

石村議員からは、この案はなるべくすみやかに審議を進められ、そして成立を希望するというところでございまして、さらに当初話が出ておりました町村合併促進法の適用範囲を市について人口十方未満となつておりますのを、人口十五方未満というよりな修正意見についての見解を石村議員にお尋ねしたのでございますが、その際における石村議員のお答えは、この問題は、この町村合併促進法の内容的な多少の變更であるから、また外部的にもいろいろ意見があるのであるから、この際は、この改正案には技術的な部分だけを取入れて、なおよく検討した上でこれを

決定したいというふうな御意見でございました。また自治庁の方の御意見はこの改正案の中で特に教育委員會の委員の身分、任期に關する時間というものは、施行期日をなるべく五月の一日にしたい、それまでに間に合うようにしたい、なせというのと、四月の初めに合併をしたものの教育委員會の委員の選挙は五十日以内ということになつております。しかも告示はその選挙の二十日前ということになつておりますので、五月の一日ごろに告示をしなければならぬというふうな事情でございます。この特例を施行する場合には、やはりそれ以前にこれを決定して公布することが望ましい。従つてできるならば五月の一日から施行するために、二十七日の本會議でそれが衆議院を通過するようにお進みを希望する。こういうふうな話でござい

ました。なお時間がございますのでしたので、この案の内容等については十分な審議ができたのでございまして、従つてわれわれ小委員會としては、自治庁の二十七日に本會議を通過するようになつて希望に對しては、できるだけ協力するというような点で了解をいたしまして、そして本日この委員會で促進法の一部改正案を審議して、なるべく早くこれを成立せしめるという点の了解をしたわけであり

以上簡単でございますが、一昨日の委員會の状況を報告申し上げた次第でございます。

○中井委員長 小委員長の御報告は終了いたしました。本案につき質疑を進めます。北山君。

○北山委員 町村、合併促進法の一部改正案の審議に關連いたしまして、現在全国的に進められております町村合併の事態等も十分調査の上で、これを審議するというのが本筋ではないかと思つておられますが、なか／＼さうに参りませんのほまことに残念でございます。ただこの機会に若干お尋ねをしておきたい点がございますので、自治庁の方にお伺いします。今度でございました新しい市の市會議員というものは、とこよりまると、百人とか、あるいは百人以上というような市會議員を擁する市が相当数出て参つておると思つておられますが、それらの実情といふ事は、一体どのくらいの市會議員を擁する市がどの程度に出ておるかというやうな問題と、それからそれに関連して、どういふやうな實際問題がこれに関連して出て来ておるかというやうな状況につきまして、自治庁の御説明をいただきたい。

○小林(与)政府委員 たいまのお尋ねの新設された市で市會議員が促進法の特例の規定によりまして、従前町村の議会の議員であつた人がそのまゝ身分を引継いでおる例が実は相当多いのでございます。それで、実はまことに申訳ないのですが、今その実績調べをやつておるのでありますので、全部まだまゝとまつておきませんが、正確な数字を申し上げることはできないのが遺憾でございますが、わかり次第すぐ御報告いたすつもりでありますけれどもやつぱり大多数の市はさういふやうに見受けられるのでございます。しかし

ながら、これにつきましては世間でもいろいろ批評もあります。住民のうちに批判する向きなどもありまして、市によりましては、原則通りの市會議員の定数をやつておる市も、ぼつ／＼出ておるのであります。それから、特例を設けておる市も、輿論、町村民の批判その他の關係で、多少の増員だけを認めておるのでございまして、そこらの点は散発的にわれ／＼のところは資料があまりありませんが、全部調べまして、わかりましたらすぐ御報告申し上げたいと思つておられます。大体におきまして、みなそれ

れ批判的な空気が上りつつありまして、適當に調整されつつあるのじやないかと考へておるのでございまして。そこで百數十人の市会も現にありまして、その市会の運営その他につきましてはいかなる問題が起るかというやうな問題でありまして、まだ正直申しまして市會草創の形でありまして、特に人数が多いので運営その他について特別な問題が起つておるといふやうな事例は聞いておらぬのでございまして。ただし非常に入数が多いのに市會議員の手当その他がやけに上つて、あるいはこれに伴う経費がかかるのじやないかと、いふやうな問題も、ちらほら伺われわけではあります。大体おおむね自費いたしておりまして、市會議員になつたから、たちどころに手当を数倍に増やすというやうな例はあまりないものであります。ただ元になつた町の議員並の手当は大體出ておるやうであります。これはさういふ意味で、一般の町村より高くなつておることは事實であります。これはしかし實際問題としてやむを得ぬだらうと思つておられます。われ／＼といひまして、その

ために非常が目にあつたやうなことが行われてははなはだ相済みぬのであります。一年という短時日の問題にしましても、この運用につきましては十分注意するやうにわれ／＼といひましたし注意するやうにわれ／＼といひましたしこの点は、明日地方課長諸君が集まりますので、そのときにも少し実情を聞いて、さういふ問題の起らないやうに十分配慮するやうに私たちがの方でたしめても十分の注意をいたしたいと思つておるのでございまして。ともかくも、特例法の規定が十二分に活用されて、きわめて効果をあげておるといふことは事實でございます。それに伴つて、目に余つてどうにもならぬほどの實際にはなつておらぬというのが大體の概測でございます。

適用した実例がございませうか、それをお伺いしたいのです。

○小林(与)政府委員 實は、十七條の問題はわれ／＼も一番気を配つておる問題であります。現実この例を受けたというのはまだないやうでございまして。これにつきましては、われ／＼の方でも一番問題にしておる事件であるだけにできるだけあつせんといふ思つておるのであります。現地からの資料も実は催促いたしておるのであります。具体的なものはあまりまゝまつておらぬのであります。ただ現地ではぼつ／＼話はしておつて、うまく行かぬという声は聞くのであります。で、さういふ具体的な事件をまゝめまして、一応の問題としてでも取上げて促進をいたしたいといふやうに考へておるのでございまして。

○北山委員 市會議員の非常が多いといふやうな事情で住民の批判等も相當起つておるといふことでございまして、さういふやうな結果、市會議員が総辭職をしたといふやうな実例がございませうか。

○小林(与)政府委員 でき上りました市會で總辭職をしたといふ事例はまだ聞いておきません。ただ、當初新しく市會をつくらうとしたときに、そのまゝ全部身分を繼承しようじやないかと、いつたときにい／＼意見が起つて、それをかえて原則に立ちもどつたといふ事例は聞いておられます。

○北山委員 次にお伺いするのでございますが、現在の促進法の第十七條でございまして、例の国有林の払下げ、町村合併については国有林の払下げについて便宜を与えるといふやうな特例が設けてあるのですが、これを現実

に見たのである。政府がこれら新合併市町村の育成、なかんずく、その新市町村の建設計画の實現のために優先的に援助すべきことは同法の精神とするところであり、これら合併町村に対する政府の措置は、今後の町村合併の促進に至大の影響があるのみならず、更に地方自治の將來を決するものであることに深く思いを致し、政府各省はよろしく一体となり、各種補助金の交付起債の許可国有林野の払下げ等新市町村の建設に対する援助を積極的に行い、町村合併の促進と地方自治の確立を期せられたい。さういふ決議をいたしたのであります。この決議通りに政府がこの法律の精神を尊重してやつてくれることを期待しておるわけであります。

○石村參議院議員 今のお尋ねに關連いたして……實は、この促進法が施行されて……これに伴う主として財政的措置、その他今お尋ねの国有財産の払下げ問題に対する措置等につきまして、政府の措置が法の精神通りに実行されておるかどうかと、ことに多少疑問があるともいえます。實は、この改正案が參議院の地方行政委員会通過する直後附帯決議をいたしました。これは小委員会が一端お話ししました。この法の精神を十分政府は尊重して、あらゆる面に対する援助の措置を講ずるやうにしなければならぬといふ決議であります。これを御参考にちよつと朗讀いたします。

昨年十月一日町村合併促進法が施行せられて以来去る四月一日までに、合併件数三四〇、合併関係町村一、三〇〇以上に達する合併の實現

を見たのである。政府がこれら新合併市町村の育成、なかんずく、その新市町村の建設計画の實現のために優先的に援助すべきことは同法の精神とするところであり、これら合併町村に対する政府の措置は、今後の町村合併の促進に至大の影響があるのみならず、更に地方自治の將來を決するものであることに深く思いを致し、政府各省はよろしく一体となり、各種補助金の交付起債の許可国有林野の払下げ等新市町村の建設に対する援助を積極的に行い、町村合併の促進と地方自治の確立を期せられたい。さういふ決議をいたしたのであります。この決議通りに政府がこの法律の精神を尊重してやつてくれることを期待しておるわけであります。

○北山委員 たいまの參議院の方の地方行政委員会の決議の内容は、實は當委員会としても同感であります。しかも前にもその点については委員会で強く政府に対して要請されておるといふやうなわけになつておりました。しかしながら実情といふことになりまして、具体的な措置がどうも残念ながらとられておらない、當初われわれが期待したやうなものとは非常に遠いものがあるわけでありまして、ことにたゞいまお尋ねをいたしました十七條の国有林野の払下げ等につきましても、實際に適用されたものは一つもないといふやうな実情である。従いましてこの第十七條の特例がはたして今後實際に生きて使われる見込みがあるかどうか、また自治庁としては、これらの点についてこの促進法の實施以來農林省と折衝したことがあるか、またその経

緯を御参考にちよつと朗讀いたします。

昨年十月一日町村合併促進法が施行せられて以来去る四月一日までに、合併件数三四〇、合併関係町村一、三〇〇以上に達する合併の實現

越等について重ねてお伺いをしたいわけでありませう。また同時にたゞいそのいおゆる財政的な措置という点につきまして、例の二十九条「われ／＼が一番関心を持つておられますのは、法第二十九条のいおゆる新町村建設計画に對する政府の財政的な優先措置」というこの規定が実際に生かされておるかどううかの問題でありませうが、この点について、具体的にどういふふうにかこの二十九条が具体化されておるかという点についてもお伺いをしたいわけでありませう。

○小林(与)政府委員

今のお尋ねであります。まず十七条の問題を申し上げませうと、これは促進法制定の當時からいへば、経緯があつた問題でありませう。われ／＼といはして、一審に病んでおつた規定でございます。しかし農林省自身もこの趣旨には異存がないのでありませう。十七条の規定を前提にして手続をきめた促進法の政令も実は一部改正を最近やつた例もありません。これも農林省の方から積極的な話し合いがあつたからなのであります。ただ問題は、農林省がこの規定を適用して払い下げてもよいという条件と申しませうか範圍と申しませうか、そういうものと現地側との要望に非常に食い違ひがあるというところに、実は問題があると思つてございませう。もつとも農林省自身もその方針をきめるまでに多少時間がかつた点もあるものであります。大体向うも一応の考え方を持つておるわけでありませうが、それと現地の事情とは必ずしもマッチしないで、相當の開きがあるわけなので、これをいかに調整して行くか、われわれといはしては、この規定がある

以上は少くとも新町村が新町村の経営上、基本財産として役に立ち得る範圍内においてできるものなら払い下げてもらいたい、こういう希望を持つておられますが、その点の具体的な調整が必ずしもうまく行つておらぬといふのが実情でございます。そこでこちらといたしましては、具体的な事件を基礎にして、できるだけ現地の要望に沿うように具体的に解決をはかりたいといふふうにか考へておるのでございませう。これにつきましても、なお委員会の皆さん方の格別の御後援をお願ひいたしました。それから二十九条の問題であります。これはちよつと二十九年度の予算がこれから各省で配賦されるわけでありませう。つまり今年第一年度の実績上問題になり得る機会なのでございませう。これにつきましても、自治庁といはして、これにたいへん関心を持つて次官會議でもやつておられます。それから最近自治庁の正式の通牒でも各省にお願ひをいたしておるのでありますが、各省といはして、趣旨はもちろんみなこれに異存がないのでありませう。できるだけのことをしようと言つておるのでありますが、現実の問題はこれから結果が現われて来ると存じておられます。特に自治庁といはしては起債の問題がありませう。どうせ各省の補助金も起債を伴わなければ仕事ができませぬので、自治庁は起債につきましてもこの方針をもう明らかに掲げて、そういう前提で事を進めるつもりでありますので、その方針に即応して各省の特に市町村を基礎にする補助金について努力を願うつもりで、せつかく努力をいたしておるのでございませう。

○北山委員 国有林の問題につきましても、さらに林野庁等にも直接今後の見直し及びこれに對してまじめに協力する気持があるかどうか、これはあらためてはつきりしておかなければならぬと思ひませうが、たゞいその二十九条の方の財政上の優先的な措置という問題であります。実際の問題としてはどういふことになるか。この優先措置を各県ごと不起債の配分をきめるときに、あるいは起債の元締めをしておられる自治庁あるいは関係各省において、この町村合併といふことを念頭に置いて優先措置をやるのか、実際の事務上はどういふことになるのでしょうか。

○小林(与)政府委員 これはあるいはお手元に行つておらぬか知りませぬが、自治庁の本年度の起債の審議方針にも町村合併の分を重視して扱つていふことを明らかにしておられて、その方針を基礎にして各府県からも申請が参つておるのでありますが、これを扱う自治庁自身におきましても、それを頭に置いていへば、議論をいたすことに相なつておられます。いわば中央も地方も同じような気持でそのことを進めたいといふ考えでございませう。

○北山委員 この点は私も前にも質問、要請を申し上げた点でございます。不濟なわけでありませう。昨年本法案を審議する場合に、決してこの優先措置のために他の合併しない町村には犠牲を負わせないような措置をとるといふことを、はつきりと大藏當局より自治庁も言明されておるのでありませう。ただいそのように定められたわたくし、それがだん／＼狭くなつて行くことになれば、合併町村のごとき比較的恵まれたものはさらに恵まれる、だん／＼よくなる。悪く合併できないような不便なところにある町村は、ますます悪くなるというふうな、市町村の間に階層を鋭くして行くというふうな結果が出て来るのでありませうから、この点については十分お考えになつて、今後とも合併しないような町村についての合併ができないような町村についての措置についても、十分お考えを願ひたいといふことを要請しておくわけでありませう。

さらには別の問題でありませうが、今度は逆に合併に際して、合併前に関係町村がその町村有財産を不当に処分をして、そうしてこれを合併前に適當に処理をしてしまつたといふような事例は、

ないかどうか。合併してしまえば、この村の財産を持つて行くのはつらなから、それ以前に売つてしまえという事で、どん／＼村有林などを売つてしまふという話を聞くのでありますが、そういう点について報告をいたしたいと思ひます。

○小林(与)政府委員 今のお尋ねの、合併を見越して村有財産を処分する、こういう実例は、正直に申しまして、過去においてあつたのでございます。それでこの点はわれ／＼といたしまして、一審やかましく言つておるのであります。機会あるごとに、そういうことを耳にいたしますと、正式に議決もすれば、会議その他も言つておりますし、実はこの合併促進法というもののいろ／＼な援助、保護、奨励その他の問題も、合併の基本精神に反するようなことをやつておるものには、もう援助をせぬぞというふうな態度も明らかになりました。それから、それは別の問題といたしまして、はなはだ遺憾な措置でありますから、嚴重に指導監督上遺憾のない措置をとるよう努めておるのであります。それで正直に申しまして、この促進法が出る前にそういう事例が多少あつたのであります。私は最近はその事例があまりないのじやないか。その点は嚴重に各県にも、たとえば村有財産の台帳などをつくらせ、あらかじめ現状を押えて、その後の状況を見るときつたような措置をとることなどもいたしております。それから村民の方もだん／＼意識が高まつて来ておられますので、そういう事例がきわめて減つておる、ほとんどないのじやないかと思つております。

すが、地方の新聞などを見ますと、多少まだそういうことが記事に出ておる面もなきにしもあらずで、この点はどれだけ嚴重に文句を言つてもいい事柄でありますので、さらに嚴重な奮勵をいたしたいと思ふのであります。全固的に見ればきわめて少い例ではあります。すが、そういう状況に相なつております。

○伊瀨委員 私の質問したいのは、新聞などを見ると、山梨県の都留市ですか、東桂村という所は村長に抗議をしておる、あるいはデモをやつておるといふことで、都留市の合併反対をやつておるのですが、その真相は御調査になつておりますか、ちよつとお伺いしておきたい。

○小林(与)政府委員 都留市の市制施行をめぐりまして現地の一部に反対のあることは、われ／＼も聞いております。今お話の東桂村の一部と生井村という村の一部と、実は反対がございませぬ。この件は関係町村会がみな異議なく議決して、知事に持込み、知事の方において県会に提案する、こういう段取りになつておるから、反対の声が起りまして、生井村の一部は六月の方に入りたいという趣旨で反対があらせぬ。それから東桂村は、これは全村ではないのですが、郷落を中心にして反対の運動が相當根強く行われたのであります。それで県の方に置きましても、この扱ひをいふん慎重にせぬといふかぬといふので、いろ／＼現地に出向きまして説得したり、話し合ひを進めたりしておつたのであります。そのうちに県会の方でこれを取上げまして、関係住民とあつせんを進めておつ

たようでございます。その際に現地の住民の代表者その他の間にいろ／＼話し合ひがあつたのかなかつたといふこととで、またそれがあつた問題に実はなつておるのであります。その後県会でも一応満場一致で決議いたしました。そして市の方で正式の協議を自治庁の方に持つて参つておりますが、自治庁の方といたしまして、関係町村会と関係知事、関係県の正式の議決をして、本件の市制施行の問題について異存がないという協議が参つたのであります。すが、何分にも現地の方でいろ／＼問題がありまして、現地の実情の見通しをはつきりさせて、扱わなければいかぬといふので、県の方にもいろ／＼話を聞いておつたのであります。最近知事も現地の方に出向いて、生井村その他東桂村の方に話をしておつたようでありまして、なおよ百パーセント、住民が全部納得したというふうな状況でないのは事実のようであります。相かわらず東桂村の一部分の方から、われ／＼のところは反対の電報が実は相當参つております。ただ、それでこの扱ひをどうするかといふと、結局これは知事と議会の間で町村会の意見あるいは住民全体の意見を考慮して、それから将来の自治体の経営の合理性というものを考へて決定になると思ひますが、われ／＼といたしましては、できたら一応きまつた方向で事が進むというふうに一応考へておられます。しかしながら、これは将来それが禍根を残すようなことがあつては相ならぬのであります。その他の点については知事、県会の方において実情をよく見詰めて、適當な措置をすることを期待いた

しておるのであります。大体従来の概況はそういうことでございませぬ。

○伊瀨委員 村会も県会もこれは満場一致で承認している、こういうことにはなつていますが、私のところへ東桂村から来た人の話を聞くと、必ずしも満場一致でなかつた。それから同時にその村会では、三万以上にするためにひとつ合併に承認してくれ、認可があればすぐにまた分村をやろう、こういうふうな約束があり、誓約書までとりかわしてある、こういう事実があるのですが、自治庁の方ではそういうふうなことを聞いては御調査はなされていいのですか。

○小林(与)政府委員 今のお話のような点も実は耳にいたしました。かりに合併市をつくる道具のために――道具のためにはこういうことは非常に諍弊があるために、まず一緒になつて、とたんに離れる、こういうふうなことを前提にして山をつくるという事は、これは自治庁といたしまして、かりに事実をういうことが前提だとすれば、これは問題にしなればならないのでございまして、その点も県の方に十分ただしただらうございませぬ。そういう話が出たのでございませぬ。これは県の理事者の方は全然タツチしてはなかつたようでありまして、知事が県会に提案いたしたあとで、県会の当局者は何とか円満妥結の方法はないかといふので現地に乗り出されまして、いろ／＼折衝せられまして、村当局の一部の人たちの間にそういう話し合ひが出ておるようでございます。しかしつともこの誓約書と申しませぬか、確認書と申しますか、これは誰み方であらうか、

読み方ができると思つておりますが、法律の定むる手續に従つて、村民の総意がそういうふうになれば、そういうことに考慮するといふようなことは書いてあつたようでございます。それであとの分村の問題は、全然法律上不可能ではないわけでありまして、自治法では道がついておるわけでありませぬ。そういう手續がかりにあれば行われるといふことは明瞭な話でございます。

それで、実は県会の方はそういうことで現地とは、實際問題はいろ／＼手續上の問題はあるが、そういうことを現地の人と話をして、一応話をつけたといふことは、あとから聞いたところで、は事実のようであります。理事者の方はそれを御承知であつたかどうか知りませぬが、ともかくも全体の問題を考へて原案の進んだ方がよからうといふようなお気持ちもあつまして、われわれとしましては進めて参る。それからまた将来分村その他の問題がやむを得ず起つても、市をわざ／＼つた趣旨を逸脱せぬような形で事が行われるのならば、それもまた考えられないわけでもない、こういうふうな考へておるのであります。その後県の方でもいろ／＼手を尽くして事態を見ておられるのではないかと考へておるのでございませぬ。

○伊瀨委員 自治庁の方では、もう認可の告示をされたのですかどうですか。

○小林(与)政府委員 自治庁といたしましては、認可の告示でなしに、市の設置の処分は知事がやることになつておりました。知事が処分をする自治庁が告示する、こういう扱ひになつて

た。

おるのであります。まだ知事の処分は  
済んでおりません。ただ市をつくるに  
ついて内々協議がありましたときに  
は、これはこの形で全部まとまるもの  
ならぼ市にしてよろしい、そういう意  
味の協議に際するといふ通知だけは出  
してございます。あとはそれに基いて  
知事が処分をいたしますれば、その処  
分に際してこれは官報に載せるだけで  
ありますから、自治庁といたしまして  
はその手続をとらなければならぬ、  
こういうふうにお考えしております。

○伊瀬委員 天野知事がこの開東桂村  
へ行つて、これは県会が決定したのだ  
からどうにもならない、こういうこと  
を言つておるといふのです。村民はこ  
れに對して非常に驚いております。す  
でに助役が頭をなぐられたとか、役場  
へデモをやつたとか、騒擾事件まで起  
すというふうなことが大々考えられる  
のですが、それでも合併を遂行するの  
か。それに対して自治庁は、何らかそ  
こをひとつ話し合ひができるような機会  
をつくつてもらわなければ困ると思ふ  
のですが、どういふお考えでしよ  
うか。

○小林(与)政府委員 自治庁といたし  
ましても、そういう問題が非常に紛糾  
して、それがしかもあとに長く尾を引  
く、こういうことになれば非常に遺憾  
な話でありまして、合併をめぐつて局  
部的には反対もあるといふ事例は少く  
ないものであります。しかしそれが得  
来いつまでもごたつたつたといふことにな  
つては、これは非常に残念なことであ  
ります。それでありまして、現地に  
おいて十分話し合ひを進行することを一  
番期待いたしておるのであります。そこ  
の問題はいろいろ都留の市制の問題も

あれば、それと同時に大月の市制の問  
題もからんでおりますし、多少複雑な  
問題がありまして、その後大月の市  
制の問題なども円満に進捗して行くこ  
とによつて、総合的に事柄の解決をは  
かつて行くといふ問題も私はあるじや  
ないかと思つておるのであります。そ  
れでありまして、東桂自身もこの村をどう  
経営して行つた方がいいかという点も合  
理的なものをお考え、そうして解決す  
べきだと思つておられて、正直に  
申しまして東桂自身も、独自では、持  
来の問題を考えればなかつた、むずかし  
い問題もあらうと思つておるので、村の  
総合的な行き方というものを頭に置いて  
おつて、しかも関係住民の総意が円満にお  
おねおねおちつたところにおちつたとい  
う形が望まれます。そういう趣  
意でおるわけでありまして、そういう趣  
意で県に對しては始終こういう意味の  
連絡をやつておるのであります。県の  
方におきましても、現地の事情を一番  
よく知つておられますから、現地の実情  
に即応するよう、ことに天野知事は  
慎重な方でありまして、遺憾のない  
措置をおとりになるものをお望みので  
あります。

○伊瀬委員 ではしばらく告示を出さ  
ないで待つといふような御意思がある  
のですか。

○小林(与)政府委員 私の方では、知  
事が見通しをつけて処分をすれば、こ  
れは官報に載せるのを私の方だけでお  
つばらかすといふことはできないので  
はないかと思つておられます。処分権を  
知事と議事とに分けておられますから、  
知事があるすればそれを官報に載せる  
だけの手続を一応進める。そうして村

のそのあとの運営をどうやつて行くか  
という問題が残るかと思つておられます  
が、告示を自治庁でかつてに押える  
といふことは、これは差控えた方がよ  
い問題でないかと思つておられます。

○伊瀬委員 あなたは事務的にそうお  
つしやるけれども、そういうふうな騒  
擾事件が起るといふ問題ですから、  
事務的に官報に告示するのだとおつし  
やらずに、あなたは現実に調査なさる  
ことがいと思つておられます。それで  
もうかまねぬといふことですか。これ  
は無理があるのです。この合併の決  
議に對してその無理を知りつつ、あな  
たはそういうふうなものが出て来れば  
それでいいんだ、かつてにできないと  
いうふうなお考えはちよつと私は困る  
と思つておられます。そういうことをな  
さつてまで町村合併をなすべきでない  
私は考えます。

○小林(与)政府委員 それはさうござ  
るごもつともでありまして、われわれ  
いたしまして、自治庁においでする  
いろいろな手続を進める場合に  
きましては、現地の問題が十分にお  
行くように、その配慮だけは十分にし  
なくちやならぬと思つておられます。そ  
れでありまして、この問題につきま  
しては慎重に、現地の状況と現地の判  
断といふものに應ずるよう措置いた  
したいと思つておられます。

○加藤(精)委員 町村合併促進法の改  
正案につきましても、もはや逐条審議  
に入られることと思つておられますが、その前  
に二つの点について、個々の事件じや  
ないから一般質問としてちよつとお伺  
いしておきたいと思つておられます。  
一つは、今度の合併促進法に對する  
法律的な疑義でございますが、合併促

進法の准用を受けるAという市に隣接  
してBという町村がある。そのBとい  
う町村に隣接してCという町村がある  
場合であります。そのまんな中の、市に  
隣接してありますB町村の一部落ない  
し数箇部落が、實質的にAという市と  
一体をなすものと認められる連擔比率  
の状況にある場合におきまして、A市  
とB町村のその部分とが一緒にになり  
B町村の残存部分とC町村とが一緒に  
なるという、三つの市町村においての  
合併促進法を讀みますと、何か市に町  
村の一部が合併する場合は、町村の減  
少を伴わない場合におきましては合併  
促進法の特典の恩恵を受けまいように  
読めるのでございしますが、こういう全  
國の行政区域の合理的編成の際には、  
そういう場合は恩恵に浴せしめられた方が  
いいのじやないかと思つておられます。  
で、恩恵に浴せしめることが今の法律  
で認められるかどうかという問題、及  
び現行法で定められた改正の御意思が  
あるかどうかという問題であります。

○小林(与)政府委員 今のお尋ねの、  
Bの一部がAに入り、あとのBとCが  
一緒になる場合であります。BとC  
が一緒になれば当然町村の減少を伴う  
合併が行われます。要するにBが二つ  
におかれて、一部はこつち、一部はこ  
つち、こういう形ですから、適用があ  
るわけでありまして、

○加藤(精)委員 ただいまの問題は、  
どうも私は条文から見ても、そういうふう  
には読めないと思つておられますが、そうい  
ふふうにお尋ねしてくださるならば、  
ついでに御釈釈してくださるならば、  
は申し上げないのでありますが、機会  
があつたらばつきりするようにして

ただいたらいと思つておられます。合併とい  
うのはどこまでも合併関係町村と合併  
町村とがあつての合併なんで、その範  
圍で合併を位置づけられる建前のものだろ  
うと思つておられます。今二つの合併の  
事件が立つておられるかと思つておられま  
すので、今の条文では読めないと思つてお  
られます。その点は御研究をいただけば  
結構でございます。

第二の問題は、地方自治法第八條の  
問題でございますが、繰返し私が申し  
ますのは、現在の市と町村との間には  
行政上特別の恩恵はないのであります  
が、しかも市といふことになりま  
す。住民の生活、文化がいかに向上  
して来るだろうという期待を持つてお  
りますし、またそういう期待を持つて  
権利が町村住民にあると思つておられ  
ます。また地方事務上の監督といふこと  
は、もはや民度が高くなつて、町  
村は直接県と交渉する、あるいは直接  
本省と交渉するくらいに氣持でおられ  
ますので、この際地方自治法第八條の  
ときは、最も寛大に解釈すべきもので  
あらうと思つておられます。またその  
意味でお取扱いになつておると私は喜  
んでおるのであります。聞くところ  
によると、地方制度調査会の答申に對  
して整理を立てて、非常に人口要件を  
も厳重にし、一段落つきましたら少し  
嚴格に地方自治法第八條の關係を調節  
しようといふ御趣旨のようでありま  
す。時間がたつてつれづれとして自動車  
明等は進展して行くのであります。従  
来くまがら出てくるか、あるいはさ  
らに、逐次自動車道路ができてパスの運  
転回数も多くなるといふことが進行し  
ておられますし、またそういうことが望

ただいたらいと思つておられます。合併とい  
うのはどこまでも合併関係町村と合併  
町村とがあつての合併なんで、その範  
圍で合併を位置づけられる建前のものだろ  
うと思つておられます。今二つの合併の  
事件が立つておられるかと思つておられま  
すので、今の条文では読めないと思つてお  
られます。その点は御研究をいただけば  
結構でございます。

ただいたらいと思つておられます。合併とい  
うのはどこまでも合併関係町村と合併  
町村とがあつての合併なんで、その範  
圍で合併を位置づけられる建前のものだろ  
うと思つておられます。今二つの合併の  
事件が立つておられるかと思つておられま  
すので、今の条文では読めないと思つてお  
られます。その点は御研究をいただけば  
結構でございます。

まじいのでありまして、町村合併促進法の適用に対して皮肉なことを言ひ、地方自治の実情を知らぬ批判等のごまでも述べられることなく、なるべく地方自治法第八条を寛大に取扱い、そして今まで数箇町村で協議して公営事業、公益企業等を実施できなかったところにも、できるだけ水道とか学校、バスとか諸種の公営事業または共同事業を実施させる方向にお進めになつた方がよいと思ひのであります。おまそ一つの法案には、政治を近代的に科学的に持つて行こうという理念があつてこそその法律はとうといひのでありまして、そうした観念に立ちますと、地方自治の進展というには要するに地方住民の生活、文化の向上にあるものでありますから、合併の促進になるものであるならば、地方自治法第八条の解釈はできるだけ寛大に取扱い、ただききたいと思ひます。地方自治法の改正の際には人口要件を厳重にする、五万とか十万にするといふことは全然おやめになつていただきたいと思ひます。むしろ地方自治法第八条を緩和して、神戶戸数が何割とかいふことはあまり立てないで、実情を認定して、また住民の希望を十分尊重してお取扱いになつていただきたい。と同時に、上水道事業一つ例にとりまして、日本の地勢は山地から突然平地に移る。しかしながらその平地も高低があつて海岸に至るといふ、山地の非帯に多い狭小な地帯に市や町村があるのではありませんが、この上流から下流に向つて経済的なあるいは交通上あるいは社会上一体となす水域がとれるのでありまして、そういう場合には上流から多目的水道をとつて、あるいは飲料

水に、あるいは火災予防のための用水に、あるいは農業用水に、あるいは下流の工業地帯の工業用水にというふうになり、共同公営事業を御奨励なさるといふ意気込みを持つて町村合併促進法を国家百年のために運営していただくことが望ましいと思ひのであります。そのしたことを考えるにつぎましても、市という名前をつけて大方の市において共有しておる上水道とか公立病院とかいふものを逐次建設して行く意欲を町村住民に与えていただきたいと思ひのであります。当局ではまだこの地方自治法第八条において人口五万を要件とするようなお気持であるかどうか。また商工戸数の連擔幅比という点についてお気持であるかどうか、その点をまづお伺ひいたします。

○小林(与)政府委員 今の第八條の問題でございますが、実はこれからの立論の問題が一つ、現在の運用の問題と二つあるものであります。この市の設置につきましても御趣旨の通りいろいろ批評とか御意見もあるものでございますが、われわれといたしましては、現行の第八條がある限りは一応それに従わなければならぬのでございませう。しかし現行法のもとにおいて、関係住民の意思がまよつて来れば、なるべくその意思に沿うように、現行法の解釈として許せる程度のものでございませう。それで一応いろいろ意味の市ができたといふので、さまざまの批判を受けておる次第でございますが、ともかくも法律上認められるものならば説も、こつこつと態度で今までの問題を取扱つて参つておるのでございませう。

ただ今後この条文をどうするかという問題がまだ一つあるものであります。これにつきましても、法律の改正をもちろん要するものでありまして、これは自治法全般の改正の問題として、自治庁としては、実は昨年地方制度調査会の答申もありましたので、その答申を実現するという意味で、事務的な検討を進めて案はつくつておるのでございませう。それで加藤先生のお話の通り、実は市というものは今まではほとんど相違はないのであります。しかし現在やばり市と町村というものをわけておる、将来もわけて行くかわけで行かぬかというところに根本的な問題があると思ひのであります。そして、そういうものを全部撤廃して基礎的な地方団体一本というものを考える考え方も十分あり得るのであります。外国的にいろいろの団体をもつて、名目と呼ぶといふことも考えられるのであります。そういうことをやることも、これは大いに研究すべき問題の一つだと思ひのあります。しかしそれならすぐ撤廃できるかといふと、現実の問題としてまじいもの、町村といふものをかりに名前をつけて區別して行くといふことになれば、ある程度、市は従来の常識で考えておるものを考えざるを得ぬのじやないかといふ、そこには矛盾しておるやうな面があるが、非常に考慮して、一応自治庁といたしましては、先ほど申しました通り、将来の改正をいたして、自治法の改正では一応この要件をし

引上げるといふことの意味で、事務的な準備だけは進めておりました。これはひとつ国会でも十分御審議をお願いしたい点でございます。

○大石委員 今伊瀬先生の発言につきまして、尊敬する伊瀬先生の言葉に相反することと思ひのようですが、この三府四十三県——今は四十二県、これは明治三年の太政官制のときに施行されたものである。民主主義の現在におきましては、私はこの小さい日本に三府四十二県ある、そのことがおかしと思ひ。それでせんだつて申しました通り、これはスタートにする必要がある。こつこつと思ひの思ひます。

そこで町村合併を非常に拒むものは、それが拒んでおるか、それは町村であるならば、村長とか、町長とか、その人がやはりその地位におられたためにこれを担んでおつて、そして扇動する。それで私は大きくなるのが民主主義の原理であると思ひ。民主主義にすればなるほど、住民税は安くなり、ものを小さくすると住民税は高くなる、いろ／＼なことができない。ゆえにこの際に少くとも無理は押して、市町村を合併して、大いにその住民の福利を確保をはかるのが真の民主主義の基本であると思ひは信じております。それでこんな小さい村、小さい町、こつこつといふものは一つにして、そして近畿ブロック、関東ブロック、北海道のようにスタートにしたい、こつこつのが私の理想である。しかも日本の国はこんなに小さい。こんなに小さい国にこんな小さいものがたくさんあつて、税金がかさばればばかである。学校もよくできない。いろ／＼な社会施設も他がその人々のために非常に不幸

である。そこで私がせんだつてもこつこつで申したのでありますが、一体皆さん方は、この町村合併に最も重点を置かねばならない地域のことをお忘れになつておる。すなわち都府会は五級地であり四級地である、いなかに行つたらこれが無級地である。東京都の中でも無級地がある。その人々は電車賃を高く払つて通つておる。いなかには物が安いと思われれるかもしれないが、いなかには物が安くありません。今はいなかに行くと、非常に物が安い、衣服類が高い、せんだつても申しました通り、道が悪い、げたが減る、靴が減る、安いものは染つただけである。家賃も高い、こつこつと思ひの思ひます。

○中井委員 ただいまの御質疑は人事院に關係するものが主たるものと思ひます。これはあらためて理事會に諮つて決定をいたしたいと思ひますが、小林行政部長からお答えになるならば、お答えはなるべく簡明がいいと思ひます。

○小林(与)政府委員 ただいまの問題は実は級地制度の根本問題でございます。級地制度につきましてもいろいろ御議論がありまして、われわれ自身もいろ／＼意見を持つておりますが、級地制度といふものがあつて存在する以上、問題は根本的に解決しなかつた問題だと思ひの思ひます。

す。そこであの給与方法を見ましてもわ  
れわれはあまり感心しませんが、行政  
区画の変更があつても影響がない、  
こういふことをわざ／＼法律で断つて  
おりまして、級地の問題はそれ／＼経  
済的な基礎に即してものを考えるとい  
う一応の前提になつておるものではな  
ら、同じ行政区画でも必ずしも一致して  
いないというのが現実でございます。

しかしこれは実際の町村合併の場合  
におきまして、いろいろのところに支  
障が起り得るということもあり得るの  
であります。普通の町村の自治体の職  
員にはあまり関係がありませんけれど  
も、そこに国の役所その他たくさんあ  
りますので、そういう問題も実際起つ  
ておりました。これは一緒になる以上  
はなるべく一本で行くように、われわ  
れとしたしませんが最大の努力をいた  
したいと思つておるでございます。

○加藤(精)委員 たいに本行政部長  
の御説明によりますと、地方自治法の  
第八条の要件を、さらに最も近い法律  
改正の機会により慎重にする、人口要  
件等をも慎重にして行くということで  
準備しているとお話でございます。  
けれども、私はどうもそれがふに落ち  
ないので、現在全国的に道路整備  
五箇年計画で道路もだん／＼よくなつ  
ておる。それからガソリンの税収入等  
の趨勢を見ましても、恐ろしい勢いで  
全国のすみ／＼まで自動車なんかが普  
及して交通が便利になつて行く、こう  
いうときでありますから、私はある程  
度農村的なところが市の地区の一部と  
なつても一向さしつかえないと思つた  
のであります。それなつて逐次生活文化  
の向上を目ざして行くならば、将来は  
ます／＼広い範囲にしていと思つて

いるのであります。現に地方自治法  
第八条を非常に緩和してやつておつ  
て、将来ます／＼その交通関係が良  
好になる場合に慎重にするというよ  
うなことは、私はどう考えても百八十  
度の矛盾のように思つて、もう少し  
矛盾したことを——地方制度調査会  
の答申だ／＼と言つても、現にやつて  
おられること、これからやることに  
は全然反対なことであります。もし  
て当分の間は猶予規定をつけるとい  
うのは、あまりに矛盾をはなはだしい  
と思つて、そういうことを御断念にな  
つてはどうかと思つておるんですが、  
御当局の御意見をお聞きしたいので  
す。

○小林(与)政府委員 われ／＼も実は  
市の中にそういう農村の部分を一―場  
合によつては、山があつても一向かま  
わぬと思つておるわけではあります。た  
だ一つの自治体としてのまとまりをもつ  
て、一体的な運営が可能であるという  
ことが根本でありまして、その地域の  
中に山があつても谷があつても、これ  
はあなたが否定的な必要はないと思つ  
ておるわけであります。ただ町というこ  
とでございます。ただ町ということに  
なりまして、その考え方の根本問題が  
いろいろ出て来るのであります。根  
本的にいふ／＼議論もあるし、われわ  
れ自身もいろいろ思ひ悩んでおる問題  
でもあります。今の一般の考え方  
として、市というものの一つである程  
度のものを予定しておる、現に自治法  
も予定いたしておるわけであります。  
一つの市核であるというものがあつて  
、それと一体をなす場合地帯はどれ  
だけ広くてもいいのです。それだけ  
とまつて、但し市身は一応あるとい  
うことが前提になつておるもので、そ

ういう形を基礎にして一応事を考えて  
行くよりよるがないのではないかと、  
そういう形で現に町村合併も事実上行  
われ、市の新設も行われておるもので  
ありますが、ただ現に行われておるもの  
と正反対、矛盾するようなことをただ  
ちやつてはいかぬというこゝも、し  
ごくごつともございまして、われ  
われとしたしませんが、かりに制度の  
基本的な考え方として市というものの  
レベルをもう少し引上げたという立法  
措置をとることにございまして、十分  
今日の實際の合併の動きには即応し得  
るような形で、合併というものは一応  
全国的に均衡がとれて一段落をする  
という態勢だけは確保して行くべきだ  
と思つておるわけであります。それは新しい明  
日、明後日の市というものはどう考え  
るかということについては、やはりこ  
ういふ考え方で行つてもいいの  
ではないかというので、経過的な措置  
をあわせて考えておるわけであります。  
いろいろなことにございまして、従来扱つて  
来たと同様な形で、一応おしなべて事  
が進むような配慮だけはいたさなければ  
ならないと考へておるもので、そう  
なればあとの根本的な問題もどうだとい  
う問題になるのであります。これに  
つきましては調査会々々々というわけ  
でもありませんけれども、やはり市と  
いうものとは町村というものを制度上全  
然撤廃するか、せぬかという根本問題  
を解決せざるを得ないのであります。  
一応、一応、一応、一応、一応、一  
いふことになれば、一応のところで市  
といふものの規格もある程度考えざる  
を得ぬのではないかと、そういうふう  
に一応考へておるものであります。これ  
らの点につきましては十分御研究をお

願ひたいと思つてござい  
ます。

○加藤(精)委員 あとは意見の相違に  
なりまして、それ以上お尋ねしませ  
んが、ただどう考へても私は社会通念に  
従つて市といふものを考へる。市は非  
常に繁華なところだといふことにな  
れば現在の取扱いはいさういふうに  
いい。現在の取扱いはいさういふう  
にしない、そうして今度改正法には  
百八十度それと反対のようなことを法  
律できめようとする。それが地方制度  
調査会の答申——この地方制度調査会  
といふのは実に愚劣なことをいさ  
めておりますよ。市町村長と県議員  
を兼ねてもいいとか、あまりおもしろ  
からざる答申がしばしばあるもので、あ  
んなものは学者の遊戯みたいなもので、  
私には正しくないと思つたならば何もそ  
んなものに従ふ必要はないと思つて。現  
在やつておることと正反対のことを法  
律にきめて、そうして当分の間現在や  
つておるにやるとは、そんなりく  
つほどにもない。もうちよつと政  
府は確固たる信念に基いて仕事をし  
てもらいたい。それだから基準財政需要  
額といふもの、そればかりでなく、  
現在の基礎財政需要額といふ  
ものをだん／＼積み重ねて行くかなん  
か知らぬが、これからの日本の地方自  
治といふものは大事な時期なんです。  
これがだん／＼新しい地方自治の理念  
で、この住民生活を幸福にさせて行く  
ために非常な努力をしたければならぬ  
ときなんだ、地方自治の本質のわから  
ない新聞とか雑誌とかの俗論に惑わさ  
れて、住民生活文化の向上といふこと  
に對しての自治体のサービスとか、あ  
るいは自治体住民の熱を盛り上げる

かいうようなことに十分努力しなけれ  
ばならないのかかわらず、基準財政  
需要額なんかにおいては、そういうこ  
とができないように平衡交付金法等に  
はなつておるのです。そういうふうな  
ことは自治体の幹部はもつと／＼考へ  
を翻り下げて、日本の地方行政をどう  
いうふうにして充実させて行くか、大  
蔵省なんかの無理解な當局をも説得し  
て、どういふふうにして住民生活文  
化を充実して地方自治を向上して行  
くかといふことについて、もう少し熱  
意をもつて考へていただきたい。これ  
以上は意見になりましてから御質問  
したい、こゝ考へております。

○中井委員 先刻開催しました理事  
会におきまして、町村合併促進法の  
一部を改正する法律案については、明  
朝までに各党派におかれはそその意見を  
決定せられ、明後日に討論採決いたす  
ことになつておられますから、何とぞ御  
用意くださるよう願ひたいと思つ  
ます。本日は、本案についてはこの程度  
で質疑を中止したいと思います。

○中井委員 私信を禁じます。本日  
は一応この程度で質疑を打ち切りたい  
と思つております。これをもつてやめる  
というつもりはないのであります。議  
事進行につき加藤君の御意見を承りま  
す。

○加藤(精)委員 議事進行につきま  
して、この委員会の各位の御了解を得た  
いと思つておるわけであります。火曜日の本  
会議にどうしてもおかけたいという小委  
員長の御意思もございまして、これから  
逐次審議をしていただきたいのであり

ます。それにつきましても、個々の行政事件について、いろ／＼質疑応答をさせるのもけつこうでございますけれども、それは一々やりましたら相当時間がかかると思ひますので、委員会の性質上個々の事件についての質疑応答はある程度にしたいだくようにして、逐条審議に移つていただきたいと思いますか、こういう意見でありますか、どうでございますか。

○中井委員長 加藤君に申し上げます。実は先ほどの理事会の決定は、一応の質疑が終れば本日はこの程度でこれを打ち切つて、明日あるいは質疑があれば討論採決前にこれを聞く、そうして本日は警察法の逐条審議に入ると、こういうふうには了解いたしましたのであります。ただいまの加藤君のお説によると逐条審議とは警察法にあらすして、この町村合併促進法の一部を改正する法律案、これについての逐条審議という意味なのでありますか。

○加藤(精)委員 理事会の決定は質疑を大體において本日に終つて、それで明日は午前中会議時間も少いものから、逐条審議の大部分は本日にやつてしまふというように了解しておつたのですが、それで逐条審議かいらんで、一般質問だけで逐条質問はやらぬで法律案を通すという事は、今までの慣例にはないものから、そういう意味で逐条質問をこの機会にやつていただいて、あしたの朝は審議時間も少いものから、あしたの審議が終了してから各党にもどつて代議士会等で報告する時間も必要なわけですから、逐条質疑だけは本日終了したい、こういう意味でございます。

○中井委員長 加藤理事の御意見がさうでございますしたら、委員長のご了解が聞かされておつたのでありますように存じます。大石君。

○大石委員 私はちよつと小林さんにお聞きしたいのですが、あなたは努力するとおつしやいませが、努力するとはその内容はいかかであるか、これが一点。それから第二点、あなたはいつも地方制度調査会の答申々々とおつしやいませが、しからば地方制度調査会の答申がかくも大切であるならば、地方行政委員会や代議士の必要はありませぬ。警察法もどうぞかつてに上げてください。すぐこへ来て地方制度調査会の答申が重要である、しかばここで審議する必要はないじやないか。この二点はどうです。

○小林(与)政府委員 前の綴地の問題でありませぬが、綴地は御承知の通り給与法でござつておるのであります。綴地をわれ／＼といはしましては、綴地制度そのものの根本問題がありませぬが、できるだけ合併の趣旨にかなりやう、それからまた綴地の不合理というものが是正されるようにするためにできるだけ努力をいたす、こういう趣旨でございます。人事院の方にも、具体的の場合については一緒にした方がいい場合もしばしばありませうから、そういう点でそういうところは統一を願うようになつていただきたいと思います。それから地方制度調査会の問題でございますが、これはわれ／＼の立案する場合の準備と申しますか、一応の考え方として申し上げるのでございます。

て、もちろん法案につくる場合のわれわれの気持でございます。できたら、国会において十二分は御審議をお願いして、御決定をお願いする次第であります。

○佐藤(親)委員長代理 では委員長から小委員長に御意見を伺います。いかがでございますか、北山小委員長。

○北山委員 今の逐条審議というのは、当然町村合併促進法の改正案の方の逐条審議と思ひますから、当然逐条審議はやるべきものだと存じます。ただししかしながらこの改正案を見ますと、それ／＼各事項が関連をいたしておりまして、各事項ごとによりやりますと、むしろ内容の美濃が法文の上ではすぐわかりかねるといふやうな要素がございませぬので、むしろこの法律案の各事項を念頭に置いて、この改正案の各項目について審議を進めたいという、それを逐条審議にかえるというやうな方式でやりなつたらどうかと思ひます。

○佐藤(親)委員長代理 要綱別について御意見がございませぬか。北山愛郎君。

○北山委員 要綱における第一の問題であります。今回の改正でもつて、関係町村の教育委員会の委員の身分及び任期に関する特例を設ける、これはちよつと町村議会の議員の特例に相応するやうな特例であるわけでありませぬ。また農業委員会の委員につきましても同様の特例を設けるといふ趣旨でございますが、町村議会の議員の特例はすべて新しい合併市町村の議員といふことになるのでございませぬが、この際の特例は、公選された委員を互選によつて、ある人だけは委員として残り、ある人はやめるというやうな趣旨と思つてございませぬが、このやうなことはちよつと異例ではないか。公選された委員が委員間の互選によつて職をせりぞいたりするといふことが、はたして適當なものであるかどうか、あるいは他に同様な例があるかどうかというやうな点についてお答えをいただきたいのであります。

○小林(与)政府委員 公選された議員がこういう形で一部だけ残るといふ例は、実ははかにございませぬ。大體公選された職はきわめて少いのでございませぬ。ただ、しつて言へば、たとえばとりあえず職務執行の代理者を公選された町村長の中から選んで起すという場合がございませぬが、もつともこれとちよつと比較にならぬと思ひます。それでありませぬから、例としては大體公選された職がきわめて少いのでありませぬ、そういうものについてどういふことを考へるのは、特別の場合でございませぬから例としてはございませぬ。

が、法律的にはもちろん十分可能だと考へております。

○佐藤(親)委員長代理 それでは次に移ります。御質疑ありませんか。

○佐藤(親)委員長代理 ちよつと皆さんにお諮りします。門司委員から質疑があるやうでありますので、これは全部打ち切りでなくして、あす採決の前に門司委員からの質疑を承つてそれで採決するといふことで御異議ありませんか。

○佐藤(親)委員長代理 警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

○大矢委員 さきほど資料をいただきましたが、この資料の中に今度の改正



法案で最も重要ないわゆる責任の不明確なる事案として八つあげられていた。しかもこれはちょうど五年前の昭和二十四年六月が五件ほどであつて、あと三件がその後でできた問題である。すなわち吹田、東京メーデーその他朝鮮人騒擾事件等でありませんが、この八つの責任不明確な問題について、これはこういふふうな大きな改正をしなればいかんともできないものか。あるいはこれを明確にするという程度についてわれわれはよく知らぬが、せんだつて自治警の方からちよつと説明が部分的にありましたが、こういうことが明らかに不明確な事案として出て来たのでありますから、私はこの次に自治体警察の方にこの八つの事案に対して意見を聞きたいから、ぜひひとつ次の委員会には自治警の方を呼んでいただきたい。

それからいま一つは齋藤さんも御承知の通り、今度の改正では国警も自治警もともに解散をして、そして新しくいわゆる都道府県警察として出発する。これは御承知の通り国警は四万何倍、そして一方自治警は八万何倍、約倍以上、その倍以上の自治体警察に対して、これをどうしても一方何は整理することについては、給料も高い、年も行つてゐる、だからここにしわ寄せされるという非常な不安がある。この点は一万を整理するというなら、もう案が立つてゐるでしょうから、齋藤さんが言いくかつたら政府の方でもいいです。特にこの法案が出たゆえんのものはつまり行政整理が一つのねらいです。六万首切の首切れなかつたのがここへしわ寄せられたとだれも言つてゐる。そこで一万整理するのには、

その内容は国警との関係はどうなさつてゐるか。その人員をぜひ知らしていただきたい。これはひとつ齋藤さんからも政府の方へ言つて出してもらいたい。

いま一つは、これも齋藤さんに聞くのもどうかと思ひますが、両方解散するということになりますと、一例をあげると一体警視總監の田中さん、それから齋藤さんはすぐおやめになるのかどうか。そうして新しく出発をするのか。なぜ私がこれを聞くかといふこと、結局国警に吸収されるということになること、自治警の不安も出るし、すなから、これはそうじやない、一本にするためにさういふことはやらないんだ、出直すのだ、こういうことになるのか。これは非常に重要な事です。やはり人間だから自分の部下はかわい。その点の心配がおります。一切御破算にして出発するので、適材適所に人を配置するのだというその人事と、それから解散の具体策についてぜひとも聞いておきたい。そうしなければただ形式の上だけきまつても精神的にはとらぬに身をもつて治安に協力することはできない。これは警察の精神的な非常に大きな問題だと思ふ。その点私には決して他意あつて言ひのでも何でもありませんから、ほんとうにりつぱな警察をつくりたいといふことですか。その三つをひとつお願ひします。

○大矢委員 ぼくはさう思つて、逐条審議に入つたときに、それはまだわれわれにはわからぬがと言われてはいけなから、あすでも自治警の人に来てもらう。それから私の言つたあとの二つは政府でよく準備をして出していただきたい。

○藤田委員 私はいよ／＼逐条審議の宣言がありまして、逐条に入ることにはもちろん異議はございませんが、この第一条は今回の警察法の目的を明示してありまして、非常に重大な規定であります。従ひまして第一条の審議を始める前に、ひとつぜひとも担当大臣小坂善太郎君を当委員会に呼んでいただきたい。新大臣の率直な意見を聞くべきである。一國警長官の意見によつて第一条の目的の審議に入るといふことは当委員会として不見識である、私はさう思ひます。従ひまして本日はこの程度で散会していただきたい。小坂国務大臣が出るまでは第一条の審議はしないといふことを委員長に了解していただきたいと思ひます。もしこの点に關しまして与党と意見の対立がありましたら採決してもらいたいと思ひます。

○佐藤(親)委員長代理 委員長から釈明いたします。小坂大臣はただいま院内の歯医者に行つておりますので、来るまでの間御猶予を願へれば幸いです。存じますが、ただいまの御意見もありませんから、もし本日はこの程度で散会するといふ御意見が強かつたならば、逐条審議については延期することにしたしたいと存じます。

○北山委員 ただいまの藤田さんの御

意見ごもつともでございます。今日は町村合併促進法の改正案について、いろいろ御質疑もあつて時間をとつたわけでありま。次の段階としては警察法の逐条審議に入るといふことは皆さんも御了解の通りで、われ／＼もさう了承いたしております。しかし何しろこの通り定足数もどうかと思われま。すし、またただいまの藤田さんの御意見もあるのではありませんから、明日から逐条審議をやることにいたしました。今日はこの程度で散会されたいと思ひます。

○佐藤(親)委員長代理 それでは本日午後の時間は追つて公報をもつてお知らせいたします。

午後四時三分散会

昭和二十九年四月二十八日印刷

昭和二十九年四月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局